# 上海府地区町づくり推進委員会総会

# 議案書

と き: 平成24年2月26日(日) 午前10時~

ところ:海府ふれあい広場

上海府地区町づくり推進委員会

### (目 次)

上海府地区町づくり推進委員会総会次第

1ページ

(報告事項)

総会開催に至るまでの経過報告

2ページ ~ 4ページ

地域まちづくり組織設立準備交付金収支報告について 5ページ

(議 題)

第1号議案 上海府地区町づくり推進委員会会則改正案について

上海府地区町づくり推進委員会会則改正案

6ページ ~ 12ページ

上海府地区町づくり推進委員会会則改正案新旧対照表 13ページ ~ 18ページ

上海府地区町づくり推進委員会組織図

19ページ

第2号議案 上海府地区町づくり推進委員会役員等の選出について

20ページ ~ 21ページ

第3号議案 上海府地域まちづくり計画の策定について

22ページ ~ 28ページ

第4号議案 平成24年度上海府地区町づくり推進委員会事業計画

及び収支予算案について

平成24年度上海府地域まちづくり事業計画案 29ページ ~ 33ページ

平成24年度上海府地区町づくり推進委員会収支予算書

34ページ ~ 35ページ

上海府地区町づくり推進委員会各種基金台帳

36ページ ~ 38ページ

資料(別冊)

住民座談会、保護者懇談会における意見一覧

### 上海府地区町づくり推進委員会総会次第

と き:平成24年2月26日(日)

ところ:海府ふれあい広場

- 1.開 会
- 2. 上海府地区町づくり推進委員会会長あいさつ
- 3. 出席代議員数報告
- 4. 議長、議事録署名者の選出
- 5.報告事項
- (1)総会開催に至るまでの経過報告
- (2)地域まちづくり組織設立準備交付金収支報告について
- 6.議題
- (1)第1号議案 上海府地区町づくり推進委員会会則改正案について
- (2)第2号議案 上海府地区町づくり推進委員会役員等の選出について
- (3)第3号議案 上海府地域まちづくり計画策定について
- (4)第4号議案 平成24年度上海府地区町づくり推進委員会事業計画案及び収支 予算案について
- 7.議長退任
- 8.来賓祝辞
  - ・村 上 市 長 大滝平正 様
  - ・村上市議会議長 佐藤宮吉 様
- 9.閉会

#### 報告 1

#### 上海府地域における市民協働のまちづくり取り組み状況

(上海府地区町づくり推進委員会総会までの経過報告)

#### 1.市民協働のまちづくりの推進

村上市では、『元気 "e-まち"村上市』を市の将来像に掲げ、その重点戦略に位置づけられているのが『定住の里づくり』です。子どもからお年寄りまで全ての人が『終の棲家』としてこの地で暮らしていかれるようなまちづくりを目指しています。

そのための方法の一つとして取り組みを進めているのが市民協働のまちづくりです。 村上市では、市民協働のまちづくりを『地域の元気づくり』と位置づけて、市職員による『人的支援』と交付金による『財政支援』により、その具現化を市民の皆さんとともに目指します。

#### 2.上海府地域における取り組み

#### (1)まちづくり組織の設立

市民協働のまちづくり事業は、具体的には、住民の皆さんが主体となって各地域にまちづくりを担う『地域まちづくり組織』をつくり、この組織が各種事業を展開していきます。市は組織に対し担当職員の配置や交付金など人的支援、財政的支援を行います。

この上海府地域においては、昭和60年4月の設立以来、地域のまちづくりを推進してきた『上海府地区町づくり推進委員会』が既に組織されており、別に新たな組織を立ち上げるよりも、この町づくり推進委員会をまちづくり事業推進に合わせた形に改編し、活用することとしました。

#### (2)住民や各種団体からの意見聞き取り

市民協働のまちづくり事業を展開するに当たり、各地域で地域の将来像や取り組みの方針を定めた『地域まちづくり計画』を作成することとなります。各地域でまちづくり組織設立準備会が組織され、地域のまちづくり計画や事業計画の作成が進められてきました。

上海府地域においては、計画を作成するに当たり、将来どのような上海府地域にしていきたいのか、地域の活性化に活用できるもの、地域の課題などを探るため、地域内の各種団体との意見交換や住民座談会などを通じて意見の聞き取りを行いました。

### (意見聞き取りの経過)

日時	会議名等	対象者	備考
7月14日	上海府地区区長会	集落区長	敬老会など公民館事業について。
7月30日	消防団村上方面隊	消防団分団長、	消防団活動、地域の課題などにつ
7月30日	第五分団幹部会議	副分団長、部長	いてアンケート形式で聞き取り。
		地域の児童生徒の	子育てや青少年の育成に関する
7月31日	保護者懇談会	保護者、民生委員	ことを中心に、ワークショップ形
		<b>体设有、戊土女</b> 兵	式で聞き取り。
8月24日	  地区老人クラブ役員会	老人クラブ役員	老人クラブ活動における課題な
0/12/4/11	地区もハノフノ収員会	七八ノノノ収兵	どについて聞き取り。
			今後の公民館事業の方向性、集落
8月25日	村上地区公民館上海府 分館運営委員会	分館運営委員	公民館の運営で苦労しているこ
0/12/1		刀跖连百女只	となどについてアンケート形式
			で聞き取り。
9月17日			上海府地域をどのような地域に
7/3 1 7 1	まちづくり住民座談会	地域住民一般 地域住民一般	していきたいか、地域の良いとこ
9月22日	ひょうくりほれ座談会	プログルエレ、 川又	ろや課題についてワークショッ
9月22日			プ方式で聞き取り。

#### (3)『まちづくり計画』及び『まちづくり組織』の検討

各種団体との意見交換や住民座談会、保護者懇談会を通じて聞き取りを行った意見を基に上海府地域まちづくり計画や町づくり推進委員会の組織形態を検討するため、平成23年11月から平成24年1月まで計3回、上海府地域まちづくり計画・組織検討会議を開催しました。

また、上海府地域における市民協働のまちづくり事業には、地区運動会や文化祭など これまでの公民館事業も取り込まれていくため、検討会議には集落公民館長の代表2名 にも加わっていただきました。

#### (検討会議の開催状況)

平成23年11月1日 第1回上海府地域まちづくり計画・組織検討会議

各種団体や住民から寄せられた意見の中から、町づくり推進委員会として 取り組んでいく事業の絞込み作業。

平成23年12月6日 第2回上海府地域まちづくり計画・組織検討会議

上海府地域まちづくり計画案、平成24年度事業計画・収支予算案、 町づくり推進委員会組織案の検討。

平成24年1月24日 第3回上海府地域まちづくり計画・組織検討会議

町づくり推進委員会会則改正案の検討、町づくり推進委員会役員の選出、 総会議案の最終確認 ほか

3回の検討会議を通じて、上海府地域まちづくり計画案、平成24年度事業計画・ 収支予算案、上海府地区町づくり推進委員会役員案、上海府地区町づくり推進委員会会 則改正案がまとまり、このたび総会を開催して提案をさせていただきました。

なお、これまで上海府地区町づくり推進委員会においては役員会が最上位の審議機関でしたが、より住民の皆さんの声を町づくり推進委員会の事業へ反映させるため新たに総会が設けられました。

平成24年4月からの市民協働のまちづくり事業開始に向けて、代議員の皆様から 忌憚の無い意見をいただければ幸いです。

# 報告 2

### 地域まちづくり組織設立準備交付金収支報告

(収入の部) 単位:円

項	目	予算額	決算額	内 訳
交付金		100,000	100, 000	地域まちづくり組織設立準備交付金(市から)
雑収入		0	0	
	合 計	100,000	100, 000	

(支出の部) 単位:円

項目	予算額	決算額	内訳	
会議費	10,000	4, 896	総会用ペットボトルお茶 @1,632円×3箱	4,896
事務費	10,000	2, 677	ゴム印(組織名、会長名ほか)	1,134
	10,000	2, 077	事務用品代(ファイルほか)	1,543
調査研究費	30,000	0		
予備費	50,000	0		
合 計	100,000	7, 573		

100,000円(収入決算額) - 7,573円(支出決算額) = 92,427円(差引残額) ※残金については、平成24年度町づくり推進委員会会計へ繰り入れ。

地域まちづくり組織設立準備交付金収支について、上記のとおり報告します。

平成24年 2月26日 報告 上海府地区町づくり推進委員会会長 長 昭 榮

平成24年 2月26日 承 認 上海府地区町づくり推進委員会総会議長 長 昭 榮

#### 第1号議案

#### 上海府地区町づくり推進委員会会則改正案について

上海府地区町づくり推進委員会会則を別紙のとおり改正したいので承認を求めます。

平成24年 2月26日 提出

上海府地区町づくり推進委員会会長 長 昭榮

平成24年 2月26日 議 決

上海府地区町づくり推進委員会総会議長 長 昭榮

### 上海府地区町づくり推進委員会会則

昭和60年4月10日制定 平成9年7月22日改正 平成10年4月1日改正 平成11年4月1日改正 平成13年4月1日改正 平成17年4月8日改正 平成19年4月25日改正 平成24年月日改正

(目的)

第1条 本会は、村上市上海府地域のまちづくりを推進することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、上海府地区町づくり推進委員会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、上海府地域コミュニティセンター(村上市柏尾2812番地2)に置く。

(事業)

- 第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
  - (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
  - (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
  - (3) 住民生活の安全及び安心に関すること。
  - (4) 環境の保全及び改善に関すること。
  - (5) 地域資源の有効活用に関すること。
  - (6) 地域の産業振興に関すること。
  - (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること
  - (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、上海府地域に居住する人及び上海府地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

- 第6条 本会に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 2 名

- 2 会長、副会長、監事は理事会において選出し、総会の承認を得る。 (役員の職務)
- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務 を代行する。
- 3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。 (役員の任期)
- 第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

- 第9条 代議員は、本会を構成する集落及び団体から選出するものとし、その選出人数は 別表に定めるとおりとする。
- 2 代議員の任期は1年間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、理事会及び専門部会とする。

(総会)

- 第11条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本会則に定める事項の ほか、本会の目的を達成するために必用な事項を審議決定する。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は本会を構成する集落及び団体の4分の1から請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の過半数の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改正に関すること。
  - (3) 会長、副会長及び監事の承認に関すること。
  - (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
  - (5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

- 第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 代議員の現在数及び出席者数(表決委任者を含む)
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印し、 事務所に備え付けておかなければならない。

(理事会)

- 第13条 理事会は、次の事項を審議、決定する。
  - (1) 総会に付議する事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
  - (1) 上海府地域内の集落区長
  - (2) 上海府地域内の集落公民館長代表
  - (3) 消防団村上方面隊第五分団長
  - (4) 交通安全協会上海府支会長
  - (5) 上海府地区老人クラブ会長
  - (6) 海晴会代表
  - (7) 海府ふれあい広場管理運営組合代表
  - (8) 上海府小学校 P T A 会長及び副会長
  - (9) 上海府保育園保護者会代表
  - (10) 食生活改善推進委員代表
  - (11) 学識経験者及び会長が委嘱する者
- 3 理事会構成員の任期は、次に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。
  - (1) 前項第1号から第10号に掲げる者の任期は、その者が所属する集落又は団体で定める任期による。
  - (2) 前項第11号に掲げる者の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事会は、委任状を含めた理事会を構成する理事の過半数の出席により成立するものとする。

(専門部会)

- 第14条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門 部会を設置する。
  - (1) 地域活動部会
  - (2) 環境安全部会
- 2 専門部会は、本会の構成員で構成する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。

- 4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出し、任期は2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。
- 8 専門部会は、必要に応じて部会内にプロジェクトチームを設置して、事業を実施させることができる。

(事務局)

- 第15条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局員を置き、会長が指名する者及び村上市自治振興課職員を充てる。
- 3 事務局員は、本会の事務及び会計を処理する。

(会計)

- 第16条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、負担金及びその他収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第17条 本会の事業計画及び収支予算は、理事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(監査)

- 第18条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事 に提出し、その監査を受けなければならない。
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に 報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出し、承認を受けなければならな い。

(会則の変更)

- 第19条 この会則は、総会において出席者の過半数の議決を得て変更することができる。 (書類及び帳簿の備付け)
- 第20条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。 (その他)
- 第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に 諮り、別に定める。

附 則 改正後の規約は、平成24年2月26日から施行する。

### 別表(第9条関係)

代議員の選出区分	代議員数
岩ヶ崎集落	2名
大月集落	2名
野潟集落	2 名
間島集落	2名
柏尾集落	2名
吉浦集落	2名
早川集落	2名
馬下集落	2名
消防団村上方面隊第五分団	1名
交通安全協会上海府支会	1名
上海府地区老人クラブ	1名
海晴会	1名
海府ふれあい広場管理運営組合	1名
上海府小学校PTA	1名
上海府保育園保護者会	1名
上海府地区食生活改善推進委員	1名

### 上海府地区町づくり推進委員会会則新旧対照表

#### ※改正後と改正前の内容を比較するため、改正前の欄については条文が数字順に並んでいません。

改正後	を比較するため、改正前の懶に グバ (は未文が数子順に並ん (バません。)   改正前
以上夜	[X1E 拍]
(目的) 第1条 本会は、村上市上海府地域のまちづくりを推進することを目的 とする。	(目的) 第2条 本会は、村上市上海府地区の町づくりを推進することを目的とする。
(名称) 第2条 本会は、上海府地区町づくり推進委員会と称する。 (事務所)	(名称及び事務所) 第1条 本会は、村上市上海府町づくり推進委員会(以下「本会」という)と称し、事務所を村上市役所上海府連絡所(村上市大字柏尾 2812
第3条 本会の主たる事務所は、上海府地域コミュニティセンター(村上市柏尾 2812 番地 2)に置く。	番地2)に置く。
(事業) 第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業 を行う。	(事業) 第5条 本会の目的達成のため委員会及び専門部会は、次の事業を行う。
<ul><li>(1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。</li><li>(2) 健康及び福祉の増進に関すること。</li><li>(3) 住民生活の安全及び安心に関すること。</li></ul>	<ul><li>1 町づくりのための調査研究に関すること。</li><li>2 町づくりの推進の啓蒙宣伝に関すること。</li><li>3 町づくり事業の計画及び実施に関すること。</li></ul>
<ul><li>(4) 環境の保全及び改善に関すること。</li><li>(5) 地域資源の有効活用に関すること。</li><li>(6) 地域の産業振興に関すること。</li><li>(7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること</li><li>(8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。</li></ul>	第5条2 前条第2項の規定に基づき、編集委員会を設置することができる。

(構成)

第5条 本会は、上海府地域に居住する人及び上海府地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

- 第6条 本会に次の役員を置く。
  - (1) 会長

1名

- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名
- 2 会長、副会長、監事は理事会において選出し、総会の承認を得る。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

- 第9条 代議員は、本会を構成する集落及び団体から選出するものとし、その選出人数は別表に定めるとおりとする。
- 2 代議員の任期は1年間とする。

(組織)

第3条 本会は、上海府地区区長及び別表の団体の長又は本会で推薦した者並びに学識経験者をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、任期は当該団体の任期とする。

会長 1名、 副会長 1名、 監事 2名、 幹事 1名 (役員の選出)

- 第7条 本会の役員の選出は次のとおりとする。
- 1 会長は、区長会の会長を充て、副会長は、地区公民館長を充てる。
- 2 監事は、委員会の互選により2名を充てる。
- 3 幹事は、上海府連絡所長を充てる。

(役員の任務)

- 第8条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。
- 4 幹事は会務を分掌し、会長の諮問に応ずる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、理事会及び専門部会とする。

(総会)

- 第 11 条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本会則に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必用な事項を審議決定する。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は本会を構成する集落及び団体の4分の1から請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の過半数の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 会則の制定及び改正に関すること。
- (3) 会長、副会長及び監事の承認に関すること。
- (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
- (5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

- 第 12 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 代議員の現在数及び出席者数 (表決委任者を含む)
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(会議)

- 第9条 本会の会議は、会長が召集し会議の議長となる。
- 2 本会は、地区の諸事項、会則の改廃、その他必要な事項を審議する。
- 3 本会は、前2項のほか会長が必要と認めた場合随時開催するものとする。
- 4 会議は委員の過半数をもって開催し、議事は出席委員の過半数で決するが、可否同数のときは議長が決定する。

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人 が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(理事会)

- 第13条 理事会は、次の事項を審議、決定する。
  - (1) 総会に付議する事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、会長が必要に応じ 招集し、議長となる。
- (1) 上海府地域内の集落区長
- (2) 上海府地域内の集落公民館長代表
- (3) 消防団村上方面隊第五分団長
- (4) 交通安全協会上海府支会長
- (5) 上海府地区老人クラブ会長
- (6) 海晴会代表
- (7) 海府ふれあい広場管理運営組合代表
- (8) 上海府小学校PTA会長及び副会長
- (9) 上海府保育園保護者会代表
- (10) 食生活改善推進委員代表
- (11) 学識経験者及び会長が委嘱する者
- 3 理事会構成員の任期は、次に定めるとおりとする。ただし、再任を 妨げない。
- (1) 前項第1号から第10号に掲げる者の任期は、その者が所属する集落又は団体で定める任期による。
- (2) 前項第11号に掲げる者の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事会は、委任状を含めた理事会を構成する理事の過半数の出席により成立するものとする。

#### (専門部会)

- 第 14 条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を設置する。
- (1) 地域活動部会
- (2) 環境安全部会
- 2 専門部会は、本会の構成員で構成する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出し、任期は2年とする。 ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が 欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。
- 8 専門部会は、必要に応じて部会内にプロジェクトチームを設置して、事業を実施させることができる。

#### (事務局)

- 第15条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局員を置き、会長が指名する者及び村上市自治振興課職員を充てる。
- 3 事務局員は、本会の事務及び会計を処理する。

#### (会計)

- 第16条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、負担金及びその他収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (専門部会)

- 第4条 本会に、必要の都度専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会委員は、本会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 専門部会は、会長の諮問に応ずる。
- 4 専門部会は、起業部会、環境部会、教養部会とする。
- 5 専門部会長は、本会の推薦により会長が委嘱する。

#### (経費)

第10条 本会の経費は、負担金又はその他の収入をもって充てる。

#### (会計年度)

第 11 条 本会の会計は、会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(事業計画及び収支予算)

- 第17条 本会の事業計画及び収支予算は、理事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度開始後に予算が総会において議 決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日 までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができ る。

(監査)

- 第18条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書 を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に 提出し、承認を受けなければならない。

(会則の変更)

第19条 この会則は、総会において出席者の過半数の議決を得て変更することができる。

(書類及び帳簿の備付け)

第 20 条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入 及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を 備え付け、公開するものとする。

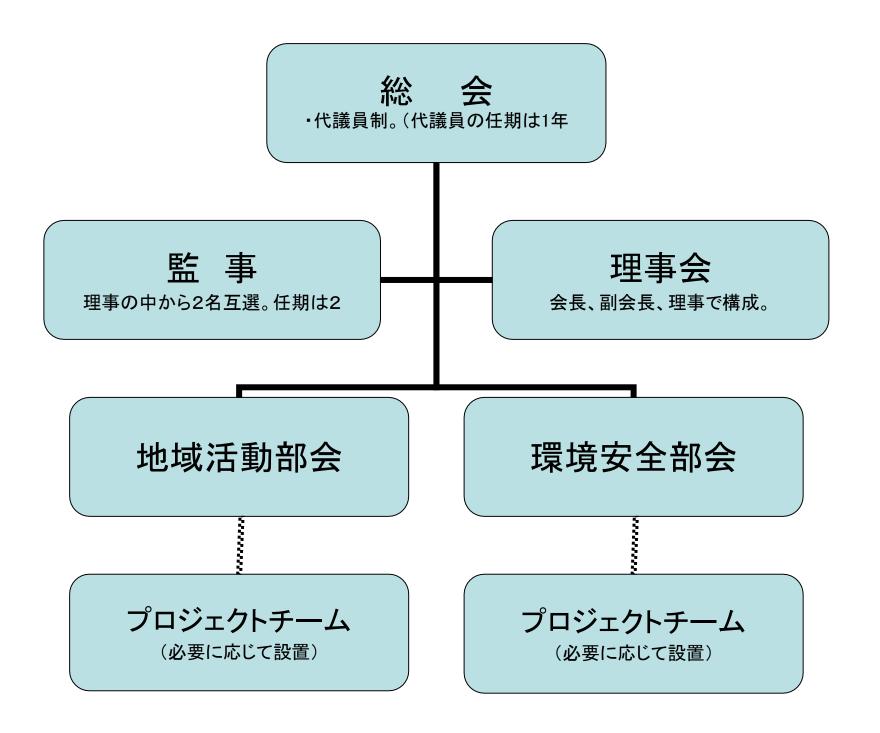
(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り、別に定める。

附則

改正後の規約は、平成24年2月26日から施行する。

### 上海府地区町づくり推進委員会組織図



#### ◎総会

総会では、前年度の活動状況や決算、当年度の事業計画や予算の審議するほか、規約の改正、役員の承認などを扱います。 総会は集落や各団体から選出された代議員で構成し、年1回開催します。 また、必要に応じて、臨時総会を開催する場合もあります。

#### ◎理事会

理事会では事業計画や予算など総会へ諮る議案を審議するとともに、事業の実施や予算の執行など、町づくり推進委員会の運営を担います。 理事会は、各集落の区長、各団体の代表、学識者などで構成し、理事の中から会長、副会長、監事を選出します。 理事会の関係は、年度初め、中間期の年2回程度の関係が想定されま

理事会の開催は、年度初め、中間期の年2回程度の開催が想定されます。

#### ◎監事

役員の中から2名互選。委員会の各種会計を監査します。

#### ◎地域活動部会

地域活動部会は、地域活動および地区の活性化の分野の事業を担当し、 総会や役員会で決定した方針に沿って、事業を企画、実施します。 地域活動部会は、地域活動部会担当の理事と集落公民館長で構成しま す。

#### ◎環境安全部会

環境安全部会は、防災・防犯対策及び環境対策の分野の事業を担当し、 総会や役員会で決定した方針に沿って、事業を企画、実施します。 環境安全部会は、環境安全部会担当の理事で構成します。

### ◎プロジェクトチーム

規模の大きい事業や専門的な検討を要する事業を行う場合などには、必要に応じて部会内にプロジェクトチームつくって事業を企画、実施します。 プロジェクトチームは部会構成員のほか、関係団体の代表者、集落の代表者、学識者などで構成します。

プロジェクトチームは事業終了後、解散する。

(例) 地区運動会実行委員会など

※将来扱う事業の範囲が拡大し、新たに部会を作ったほうが効率的に活動できる場合は、部会の増設、再編成を行うことも想定。

#### 第2号議案

#### 上海府地区町づくり推進委員会役員等の選出について

上海府地区町づくり推進委員会の役員等を別紙のとおり選出したいので承認を求めます。

平成24年 2月26日 提出

上海府地区町づくり推進委員会会長 長 昭榮

平成24年 2月26日 承 認

上海府地区町づくり推進委員会総会議長 長 昭榮

### 上海府地区町づくり推進委員会役員・部会員

会 長 長 昭榮 副会長 鈴木 上

監事横山千章

菅原 豊 任期:平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

	役	職	氏	名	所属部会	選出区分等	
1	理	事	瀬賀	賢一	環境安全部会	岩ヶ崎集落	区長
2	会	長	長	昭榮	地域活動部会·環境安全部会	大月集落	区長
3	理	事	佐藤	和久	地域活動部会	野潟集落	区長
4	理	事	五十	嵐 徹	環境安全部会	間島集落	区長
5	理	事	小野	好昭	地域活動部会	柏尾集落	区長
6	理	事	片野	高義	環境安全部会	吉浦集落	区長
7	理	事	斎藤	邦夫	環境安全部会	早川集落	区長
8	副会	長	鈴木	:上	地域活動部会	馬下集落(村上地区公民館上海府分館)	区長・館長
9	監	事	横山	千章	環境安全部会	消防団村上方面隊第五分団	分団長
1 0	監	事	菅原	豊	環境安全部会	交通安全協会上海府支会	支会長
1 1	理	事	瀬賀	四郎	地域活動部会	上海府地区老人クラブ	会長
1 2	理	事	太田	静雄	環境安全部会	海晴会	副会長
1 3	理	事	小野	正晴	環境安全部会	海府ふれあい広場管理運営組合	事務局長
1 4	理	事	加藤	英記	地域活動部会	上海府小学校PTA	会長
1 5	理	事	佐藤	由枝	環境安全部会	上海府小学校PTA	副会長
1 6	理	事			環境安全部会	保育園保護者会	
1 7	理	事	相馬	和子	地域活動部会	主任児童委員	
1 8	理	事	須貝	恵子	地域活動部会	食生活改善推進員	代表
1 9	理	事	佐藤	宮吉	環境安全部会	学識経験者等	市議会議長
2 0	理	事	高橋	勝也	地域活動部会	学識経験者等	上海府小学校長
2 1	理	事	本間	陽一	地域活動部会	学識経験者等	
2 2	理	事	黒沢	幸美	地域活動部会	学識経験者等	
2 3			瀬賀	秀雄	地域活動部会	岩ヶ崎集落公民館	館長
2 4	理	事	長	茂樹	地域活動部会	大月集落公民館	館長
2 5			菅原	豊	地域活動部会	野潟集落公民館	館長
2 6			磯部	佐一郎	地域活動部会	間島集落公民館	館長
2 7			小野	満也	地域活動部会	柏尾集落公民館	館長
2 8			中倉	学	地域活動部会	吉浦集落公民館	館長
2 9			長谷部	7 克彦	地域活動部会	早川集落公民館	館長
3 0			井上	豊文	地域活動部会	馬下集落公民館	館長

<sup>※</sup>欠員は後日補充選出予定。

#### 第3号議案

#### 上海府地域まちづくり計画の策定について

上海府地域まちづくり計画を別紙のとおり定めたいので承認を求めます。

平成24年 2月26日 提出

上海府地区町づくり推進委員会会長 長 昭榮

平成24年 2月26日 議 決

上海府地区町づくり推進委員会総会議長 長 昭榮

# 上海府地域まちづくり計画

~より良い上海栫づくりをめざして~



平成24年2月26日

上海府地区町づくり推進委員会

#### 1. 上海府地域の特色、課題

上海府地域は海と山に囲まれた自然豊かな地域であり、夏には海水浴客やアワビ、 岩ガキなどの海産物の漁で活気を呈する。

また、地域活動も盛んであり、上海府小学校・保育園と地域が合同で行う運動会、 文化祭・芸能祭や敬老会が行われているほか、集落単位でも運動会や芸能祭、地域の 茶の間、海岸清掃などの活動が活発に行われている。

一方で、近年は高齢化率が 47%超え、少子高齢化の進行や若年層の流出、空き家の増加といった課題が発生しているとともに、海と山に囲まれた地理的状況から津波の避難路など災害への備えも大きな課題となっている。

こうした状況にあっても、住民が地域活動を通じて良好な関係を維持し、安心して 上海府地域に住むことができるよう、以下のとおり『上海府地域まちづくり計画』を 定めて取り組んでいくこととする。

#### (上海府地域の現況) 平成23年4月1日現在

人口: 1,276 人(市全体 67,442 人)

世帯数:508 世帯

行政区数:8

上海府地域の世代別人口と人口に占める割合

・年少人口(15 歳未満) 81 人(6.3%)

・生産年齢人口(15歳~64歳) 590人(46.2%)

・高齢者人口(65歳以上) 605人(47.4%)

### 2.上海府地域のまちづくりの基本方針 (目標年度:平成 26 年度)

#### (基本方針)

日頃から防災・防犯に努め、住民が安心して暮らせる上海府をめざす。

人と人とのつながりを大切にし、若者から高齢者まで住みよい上海府をめざす。

上海府地域の景観・環境の保全に取り組む。

上海府地域の資源(自然・人・食材・施設)を活かしたまちづくりをめざす。

老若男女問わず住民の意見を積極的に取り入れた組織づくりを行い、住民誰もが 参加しやすい事業実施に努める。

# 3. 具体的な取り組みの方向性

(計画年度:平成 24 年度~平成 26 年度)

基本方針	取り組みの方向性
日頃から防災・防犯に努め、	・高齢者にも対応した津波の避難路等の整備をする。
住民が安心して暮らせる	・消防団、自警団、住民が相互に連携して実態に即し
上海府をめざす。	た訓練を行うとともに、救急法講習会の開催など緊
	急時に対応する知識の普及に努める。
	・小学校新入学児童への防犯ブザー配布など、防犯
	活動をすすめる。
人と人とのつながりを大切に	・住民が参加しやすいよう既存事業の内容を改善する
し、若者から高齢者まで住み	とともに、住民の要望に沿った行事を実施して、
よい上海府をめざす。	集落間・住民間の連携を強化する。
	・保育園、小学校との連携を密にし、行事への協力な
	どを通じて地域全体で子ども達の育成を支援する。
上海府地域の景観・環境の	・道路脇の草刈り、海岸清掃、花いっぱい運動に取り
保全に取り組む。	組み、地域の良好な環境・景観の維持に努める。
上海府地域の資源(自然・人・	・上海府地域の資源を活かした行事を通じて住民相互
食材・施設)を活かしたまち	の交流に努めるとともに、地域外との交流人口の拡
づくりをめざす。	大を図る。
老若男女問わず住民の意見を	・『まちづくり事業』について住民への浸透を図ると
積極的に取り入れた組織作り	ともに、女性や若者が参画しやすい組織運営を行う。
を行い、住民誰もが参加	
しやすい事業実施に努める。	

## 4.事業実施計画 (計画年度:平成 24 年度~平成 26 年度)

基本方針	事業名		実施年度	備考		
<b>基</b> 中刀到	事未 <b>行</b>	24年度	25年度	26年度	<b>e</b> ∵mi	
日頃から防災・防犯に努め、住	高齢者にも対応した津波避難路等の整備					
民が安心して暮らせる上海府	消防団、自警団、住民合同の消火・防災訓練の実施。					
をめざす。	救急法講習会の開催					
	小学校新入学児童への防犯ブザー贈呈				一円玉募金を利用	
人と人とのつながりを大切に	上海府地区合同運動会					
し、若者から高齢者まで住民が	上海府地区文化祭・芸能祭					
住みよい上海府をめざす。	上海府地区敬老会				地区区長会と共催	
	上海府地区囲碁大会					
	健康ウォーク					
	スポーツ・レクリエーション教室					
	パソコン教室					
	ひよこ組活動					
	一円玉募金の取組み					
	スポーツ振興基金事業					
	保育園・小学校と地域の連携(グラウンド草刈りなど)					
	高速(光)通信環境導入促進のための取り組み					
上海府地域の景観・環境の保全	花いっぱい運動					
に取り組む。	草刈用混合油の支給					
	浜掃除用具の支給					

基本方針	事業名		実施年度	備考	
<b>基</b> 华刀≢I	尹朱□	24年度	25年度	26年度	Mi <sup>*</sup> 与
上海府地域の資源(自然・人・	海府ふれあい広場を利用した郷土料理教室				
食材・施設)を活かしたまちづ	うどん打ち教室・手作りうどん試食会				
くりをめざす。	名勝・旧跡や能化山登山道への案内看板設置	事前準備			
老若男女問わず住民の意見を	女性や若者が参加しやすい組織運営を行い、積極的な				
積極的に取り入れた組織作り	参加を促す。				
を行い、住民誰もが参加しやす	地域住民に『まちづくり事業』についての広報を行い、				
い事業実施に努める。	浸透を図る。				

### 5.計画の見直しについて

『上海府地域まちづくり計画』は、上海府地域を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、3年ごとに内容の見直しを行い、常に時代の潮流や地域の実情に合った計画となるようにします。

#### 第4号議案

平成 24 年度上海府地区町づくり推進委員会事業計画案及び収支予算案に ついて

平成 24 年度上海府地区町づくり推進委員会事業計画及び収支予算を別紙のとおり 定めたいので承認を求めます。

平成24年 2月26日 提 出 上海府地区町づくり推進委員会会長 長 昭榮

平成24年 2月26日 議 決 上海府地区町づくり推進委員会総会議長 長 昭榮

# 平成24年度 上海府地域まちづくり事業計画書

基本方針		事業名・取組項目	実施時期	対象・人員	事業内容	備考
	•					
1 日頃から防災・防 犯に努め、住民が安 心して暮らせる上海 府をめざす。		①高齢者にも対応した津波避難路 等の整備	通年	各集落	・通路の舗装や段差の解消など通路の整備等を行う集落へ予算の範囲内で資材を提供し、高齢者にも対応した津波避難路等の整備を促進する。	
		②消防団・自警団・住民合同の消 火・防災訓練の実施	9月	地域住民一般	・消防団による毎月の消防機具点検の際や市防災訓練の際に消防団、自警団、住民が連携して消火訓練、防災訓練を行い、住民の防災意識の向上、技術の普及を図る。	
		③救急法講習会の開催	7月	地域住民一般	・海水浴シーズンに向けて人工呼吸、AEDの操作 方法の講習会を開催し、救急法の普及を図る。	
		④小学校新入学児童への防犯ブ ザーの贈呈	4月	小学校新入学児童	・登下校時の防犯に役立ててもらうため、上海府地 域在住の小学校新入学児童に防犯ブザーを贈る。	※購入費は一円玉募 金から支弁する。
	● f	地域活動事業 (地域活動部会)				
2 人と人とのつなが りを大切にし、若者か ら高齢者まで住民が 住みよい上海府をめ ざす。		①上海府地区合同運動会	6月	地域住民一般	・上海府小学校、上海府保育園と地域合同の運動会を開催し、競技を通じて住民の健康増進と連帯 意識の醸成を図る。	
		②上海府地区文化祭•芸能祭	10月	地域住民一般	・上海府地域住民の作品展示、芸能発表の機会を設け、文化芸術の振興を図るとともに、住民相互の親睦を深める機会とする。 開催にあたっては小学校、保育園と連携し、より多くの住民が訪れることができるよう配慮する。	

基本方針	事業名・取組項目	実施時期	対象・人員	事業内容	備考
	③上海府地区敬老会	9月	75歳以上の住民	・上海府地区在住の75歳以上の方を対象とし、米 寿該当者への祝い状と記念品の贈呈、アトラクションを観覧しながらの会食などを行う。 開催にあたっては、椅子席の導入など多くの対象者が参加しやすいよう内容の検討を行う。	※地区区長会と共催
	④上海府地区囲碁大会	1月	地域住民一般	・囲碁大会を通じて地域住民の親睦を図る。	
	⑤健康ウォーク	10月	地域住民一般	・ハイキングや軽登山を通じて住民の健康増進と親睦を図る。	
2 人と人とのつながりを大切にし、若者か	⑥スポーツ・レクリエーション教室	通年	小学校児童	・小学校の児童(保護者)を対象としたスポーツ、レクリエーション教室を開催する。子ども達が大勢で活動する機会を設け、子どものコミュニケーション能力や積極性の向上を図る。	
ら高齢者まで住民が 住みよい上海府をめ ざす。	⑦パソコン教室	12月	地域住民一般	・Word、Excelなどの操作方法について講習を行い、 パソコン技術の普及図るとともに、1人でも多くの住 民にパソコンに触れる楽しみを感じてもらう機会を 提供する。	
	⑧ひよこ組活動	通年	保育園未就園児	・保育園入園前親子を対象としたお花見会、遠足交流会、クリスマス会等を開催して親子同士の交流を図る。また、育児情報などを掲載した『かもめだより』の発行を行う。	
	⑨一円玉募金	1月~3月	地域住民一般	・上海府地域内の防犯対策、行事等で使用する備品の購入、その他地域の福祉事業に役立てるため、一円玉募金の取り組みを行う。	
	⑩スポーツ振興基金事業	通年	小・中・高校生	・上海府地域在住の小学生、中学生、高校生がスポーツや文化芸術の分野で優れた成績をおさめた場合に、基金を利用して激励金を贈呈する。	※スポーツ振興基金 を財源とする。

基本方針		事業名・取組項目	実施時期	対象・人員	事業内容	備考
2 人と人とのつなが りを大切にし、若者か ら高齢者まで住民が		①保育園・小学校と地域の連携	通年	地域住民一般	・地区合同運動会前に小学校と地域が協力してグラウンドの整備作業を行う。その他、保育園、小学校から依頼があった場合に、積極的に行事などの協力を行う。	
住みよい上海府をめ ざす。		⑩高速(光)通信環境導入促進のための取り組み	通年	地域住民一般	・上海府地域への高速(光)通信環境の導入を促進するため、仮申込みなどの取り組みを行う。	
	•	環境対策事業 (環境安全部会)				
3 上海府地域の景		①花いっぱい運動	5月	希望集落等	・花いっぱい運動に取り組む集落に道路脇花壇等 に植える花の苗、肥料を支給する。	※希望する地区内公 共施設へも配布。
観・環境の保全に取り組む。		②草刈用混合油の支給 	4月~10月	各集落	・道路脇などの草刈り作業を行う集落へ予算の範囲内で燃料(混合油)を支給する。	
		③浜掃除用具の支給	4月~10月	各集落	・海岸清掃を行う集落へ予算の範囲内で必要な用 具を支給する。	
	•	地域の活性化事業(地域活動部会)	)			
		①海府ふれあい広場を利用した郷 土料理教室	11月	地域住民一般	・上海府地域の郷土料理教室を通じて、次世代へ の郷土料理の伝承を図る。	
4 上海府地域の資源(自然・人・食材・施設)を活かしたまちづくりをめざす。		②うどん打ち教室・手作りうどん試食会	12月	一般	・うどん打ちを通じて上海府地域の郷土料理の一つである『うどん』作りの技術伝承を図るとともに、参加者同士の親睦を深める機会とする。	
		③名勝・旧跡や能化山登山道への 案内看板設置	4月~10月		・上海府地域内の名勝、旧跡や登山道などへ案内 看板を設置し、来訪者へ上海府地区の歴史、文化 をPRする。	

基本方針	事業名・取組項目	実施時期	対象・人員	事業内容	備考
5 老若男女問わず 住民の意見を積極的 に取り入れた組織作 りを行い、住民誰もが 参加しやすい事業実 施に努める。	●住民の参加促進 (理事会・各部会)				
	①女性や若者が参加しやすい組織 運営を行い、積極的な参加を促す。	通年		・町づくり推進委員会の組織や各種行事へ女性や 若者が参加しやすいように環境づくりを行う。	
	②地域住民に『まちづくり事業』についての広報を行い、浸透を図る。	通年		・『上海府かわら版』の発行を通じて、町づくり推進 委員会の活動をPRするとともに、活動に対する住 民の理解を深める。	

## 平成24年度 上海府地区町づくり推進委員会収支予算書

収入の部 (単位:円)

	区 分	予算額	内 訳
1	地域まちづくり交付金	1,061,000	平成24年度地域まちづくり交付金(人口割、行政区割、加算額)
2	集落負担金	330,200	上海府地区町づくり推進委員会集落負担金 @400円×508世帯=203,200円
2	未冷貝但並	330,200	上海府地区運動会·文化祭負担金 @250円×508世帯=127,000円
3	繰越金	150,165	平成23年度上海府地区町づくり推進委員会事業費繰越金
			地区運動会会計残金:91,807円
4	繰入金		地区文化祭·芸能祭残金:82,532円
			地域まちづくり組織設立準備交付金残金:92,427円
			ふるさと上海府の歴史販売代金 @2,000円×2冊(通史編、資料編)=4,000円
5	諸収入	18,069	うるおいの郷土(ふるさと)はぐくみ事業支出金【新潟県村上地域振興局】 14,000円
			預金利子 @69円
	合 計	1, 826, 200	

支出の部 (単位:円)

区	分	事業	予算額	内 訳
1	防	災防犯対策事業 (環境安全部会)	561, 500	
		1 高齢者にも対応した津波避難路等の整備	560,000	@津波避難路等整備費補助 70,000円×8集落=560,000円
		2 消防団・自警団・住民合同の消防防災訓練	0	
		3 救急法講習会	1,500	案内チラシ用色上質紙 @500枚入り1締682円×2締=1,364円
		4 小学校新入学児童への防犯ブザー贈呈	0	一円玉募金積立金から支出。
2	地址	域活動事業 (地域活動部会)	539, 500	
		1 上海府地区合同運動会	180,000	参加者景品、競技用具等購入代。
		2 上海府地区文化祭·芸能祭	80,000	出品者、出演者記念品、作品展示用具購入代。
		3 上海府地区敬老会	170,000	机、椅子等借り上げ・運搬代
		4 上海府地区囲碁大会	5,000	@入賞者景品代(1位~3位)3,000円+案内チラシ用コピー用紙761円×2締=4,522円
		5 健康ウォーク	0	※入場料等は参加者負担。
		6 スポーツ・レクリエーション教室	45,000	@講師謝礼30,000円(5,000円×6回)、会場使用料5,000、飲料代等10,000

		7 パソコン教室	18,000	@プリンターインク4,290円×2個+テキスト代500円×15名+チラシ用色上質紙ほか1,920円
		8 ひよこ組活動	10,000	参加者用茶菓、クリスマス会用プレゼント代ほか。
		9 一円玉募金	0	
		10 スポーツ振興基金事業	0	スポーツ振興基金積立金から支出。
		11 保育園・小学校・地域連携活動	10,000	上海府地区合同運動会前の草刈り作業参加者飲み物代 @120円×80本=9,600円
		12 上海府地区青少年健全育成会助成金	20,000	事務局費10,000円+活動費10,000円
		13 高速(光)通信環境導入促進のための取組み	1,500	呼びかけチラシ用色上質紙 @500枚入り1締682円×2締
3	環	竟対策事業 (環境安全部会)	162, 000	
		1 花いっぱい運動	50,000	花苗、肥料、プランター等購入代。(希望集落、ゆきわり荘、保育園ほか)
		2 草刈用混合油の支給	57,000	20以1缶3,592円×2缶×8集落≒57,000円
		3 浜掃除用具の支給	55,000	浜掃除用具 @6,800円×8集落≒55,000円
4 :	地[	区の活性化事業 (地域活動部会)	125, 000	
		1 海府ふれあい広場を利用した郷土料理教室	15.000	参加者20名想定。
		1 海州ふれめい仏場を利用した郷土科理教主	15,000	@材料費10,000円+ふれあい広場調理室使用料3,000円+消耗品2,000円=15,000円
		2 うどん打ち教室・手作りうどん試食会	10.000	参加者20名想定。
		2 人との打ら教室・子作りたの試及会	10,000	@材料費5,000円+ふれあい広場調理室使用料3,000円+消耗品2,000円=10,000円
		3 名勝・旧跡、能化山登山道への案内看板設置	100,000	@10,000円×10枚=100,000円
5	組	<b>職運営経費</b>	203, 500	
		1 上海府かわら版の発行	10,500	コピー用紙500枚入り1締761円×12締+色上質紙500枚入り1締682円×2締=10,496円
		2 事務局経費	30,000	会議費、消耗品購入代ほか
				会長、副会長 13,000円×2人=26,000円
		3 報償費	143,000	監事 6,500円×2人=13,000円
				集落公民館長 13,000円×8人=104,000円
		4 備品購入費	20,000	
6	予	<b></b>	234, 700	
		予備費	234,700	
		合 計	1, 826, 200	

(附 則)

1 予算に不足が生じた場合は、同区分内で予算流用できるものとする。(ただし、報償費を除く。)

# 積 立 金 台 帳

(単位:円)

積立金の名称	一円玉募金積立金					(+   <b>2</b> ·   <b>3</b> /	
積立の目的	上海府地域住民から寄せられた『一円玉募金』を下記の事業に活用するため、基金として積み立てるもの。 ①上海府地域内の安全対策や安全施設の整備(防犯、防災、交通安全など) ②上海府地域内の公共施設(学校、保育園、福祉施設など)への寄付、援助 ③上海府地域内の少子高齢化対策、過疎対策や福祉の充実を図る事業 ④上海府地域の活性化を図る事業 など						
積立開始年月日	平成24年2月26日						
管理方法	普通預金 (ゆうちょ銀行 吉流	浦郵便局)					
異動年月日	異動事由	増加額	減少額	差引残高	備	考	
平成24年2月26日	設置	242,326	0	242,326			

# 積 立 金 台 帳

(単位:円)

						(単位:円)			
積立金の名称	上海府地域まちづくり基金								
積立の目的	上海府地域のまちづくりに資する備品の購入、周年事業等の大型事業実施に係る支出 に備え基金の積み立てを行うもの。								
積立開始年月日	平成24年2月26日								
管理方法	普通預金 (ゆうちょ銀行 吉浦郵便局)								
異動年月日	異動事由 増加額 減少額 差引残高 備 考								
平成24年2月26日	設置	600,000		600,000					

# 積 立 金 台 帳

(単位:円)

						(早位:门)	
積立金の名称	上海府地区スポーツ・文化振						
積立の目的	上海府地域在住の小学生、中学生、高校生がスポーツや文化芸術の分野で優れた成績をおさめた場合に激励金を贈呈するため、基金の積み立てを行うもの。						
積立開始年月日	平成24年2月26日						
管理方法	普通預金 (ゆうちょ銀行 吉流	浦郵便局)					
異動年月日	異動事由	増加額	減少額	差引残高	備	考	
平成24年2月26日	設置	88,363		88,363			